

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 1 章 地位協定特例法関係 （関税免除物品の譲渡手続） 11 - 2 法第 11 条の規定による関税免除物品の譲渡の手続については、次による。 関税免除物品の譲渡申告は、「譲渡申告書」(F - 1240)(令第 15 条及び様式省令第 1 項を参照) <u>2 通</u> (原本、許可書用) <u>の提出を求め</u>、うち 1 通 (許可書用) は許可書として申告者に交付する。 合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は軍人用販売機関等が譲渡する物品については、あらかじめ当該機関から税関に対して経済産業省の承認を得たうえで当該物品の品名、数量、譲渡（公売等による。）の日時及び場所等を記載した譲渡通知書が送付されるとともに、経済産業省から別途承認の旨の通知があること<u>になっ</u>ているので、これらの通知に基づき<u>譲渡</u>に係る物品が承認された物品であるかどうか確認する。ただし、譲渡に係る物品が贈与その他の無償の処分に係るもの又は廃品であつて、その価格が 18,000 円未満のものである場合及び当該物品が非居住者に引き渡され外国に積み戻されることが明らかなものである場合には、経済産業省の承認手続は要しないこと<u>になっ</u>ているので、留意する。 関税免除物品が自動車である場合には、譲受（輸入）許可の際、譲渡者から事情を聴取するほか、必要に応じ運輸局と連絡を行う等により、前記 11 - 1 の なお書に掲げる条件を充足していることを確認する。 第 4 章 コンテナ特例法関係 第 1 節 コンテナの通関及び承認 （免税コンテナの国内運送の取扱い）	第 1 章 地位協定特例法関係 （関税免除物品の譲渡手続） 11 - 2 法第 11 条の規定による関税免除物品の譲渡の手続については、次による。 関税免除物品の譲渡申告は、「譲渡申告書」(F - 1240)(令第 15 条及び様式省令第 1 項を参照) <u>を 2 通</u> (原本、許可書用) <u>を提出することにより行わせ</u>、うち 1 通 (許可書用) は許可書として申告者に交付する。 合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は軍人用販売機関等が譲渡する物品については、あらかじめ当該機関から税関に対して経済産業省の承認を得たうえで当該物品の品名、数量、譲渡（公売等による。）の日時及び場所等を記載した譲渡通知書が送付されるとともに、経済産業省から別途承認の旨の通知があること<u>になつ</u>ているので、これらの通知に基づき<u>譲渡申告</u>に係る物品が承認された物品であるかどうか確認する。ただし、譲渡に係る物品が贈与その他の無償の処分に係るもの又は廃品であつて、その価格が 18,000 円未満のものである場合及び当該物品が非居住者に引き渡され外国に積み戻されることが明らかなものである場合には、経済産業省の承認手続は要しないこと<u>になつ</u>ているので、留意する。 （同左） 第 4 章 コンテナ特例法関係 第 1 節 コンテナの通関及び承認 （免税コンテナの国内運送の取扱い）

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
8 - 1 免税コンテナの国内運送の場合における法第 8 条の規定の適用については次による。 第 1 項にいう「貨物を詰めて輸入された」ものであるかどうかは、原則として国内運送をしようとする者の申出により認定することとして差し支えないが、疑問があるときは、当該運送に供しようとするコンテナに詰めて輸入された貨物の船荷証券の写し等の提出を求めて確認する。 第 1 項にいう「取出地」、「詰込地」及び「輸出地」の地理的範囲は、単にその取出し、詰込み又は輸出がされる地点のみを指すものではなく、その地点を含む周辺の地域（例えば、同一<u>若しくは隣接する都道府県又は同一若しくは隣接する工業地帯等</u>）をいう。 第 1 項にいう「通常の経路」とは、貨物の取出地から詰込地又は輸出地までの運送に際して、最も普通にとられる運送の経路（順路）をいうものとし、必ずしも最短の経路のみをいうものではないので、留意する。この場合において、その経路が、工事、災害等のため、通行が不可能となったときは、その迂回路も通常の経路として取り扱う。 第 2 項にいう「一回」の運送とは、同一の運送者の管理の下で<u>継続して行われる運送をいうものとし、必ずしも単に 2 地点間又はその地点を含む周辺の地域間の運送のみをいうものではないので、留意する。</u> 免税コンテナの国内運送が、法第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反してされた場合には、用途外使用に該当することとなるので留意する。 （免税コンテナの国内運送使用の届出手続） 8 - 2 法第 8 条第 3 項に規定する免税コンテナに係る届出（<u>下記 8 - 3 の場合を除く。</u>）については、次による。 令第 10 条に規定する免税コンテナの国内運送使用の届出は、「免税コンテナの国内運送使用届出書」（A - 1090）2 通（免税コンテナの輸入地の税関と届出書を受けた税関とが異なるときは 3 通）を<u>提出することにより行うものとする。</u>	8 - 1 免税コンテナの国内運送の場合における法第 8 条（<u>（免税コンテナの国内運送への使用）</u>）の規定の適用については次による。 （同左） 第 1 項にいう「取出地」、「詰込地」及び「輸出地」の地理的範囲は、単にその取出し、詰込み又は輸出がされる地点のみを指すものではなく、その地点を含む周辺の地域（例えば、同一都道府県又は同一工業地帯等）をいう。 第 1 項にいう「通常の経路」とは、貨物の取出地から詰込地又は輸出地までの運送に際して、最も普通にとられる運送の経路（順路）をいうものとし、必ずしも最短の経路のみをいうものではないので、留意する。この場合において、その経路が、工事、災害等のため、通行が不可能となつたときは、その迂回路も通常の経路として取り扱う。 （新設） （同左） （免税コンテナの国内運送使用の届出の特例） 8 - 2 法第 8 条第 3 項（<u>（国内運送の届出）</u>）に規定する免税コンテナに係る届出については、次による。 令第 10 条（<u>（免税コンテナの国内運送の届出）</u>）に規定する免税コンテナの国内運送使用の届出書は、「免税コンテナの国内運送使用届出書」（A - 1090）<u>によるものとし、</u>2 通（免税コンテナの輸入地の税関と届出書を受けた税関とが異なるときは 3 通）を提出させる。

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
上記 により届出書の提出が<u>あった</u>ときは、法第 8 条に規定する国内運送の要件に適合するかどうかを税関において点検し、適合すると認めたときは、その 1 通に受理印を押なつて届出者に返付する。この場合において、免税コンテナの輸入地の税関と届出を受けた税関とがことなるときは、届出を受けた税関は、届出書の 1 通を輸入地の税関に送付するものとし、輸入地の税関において、国内運送が 2 回以上行われていないかどうかを点検する（<u>したがって</u>、届出を受けた税関における、その国内運送が 1 回を超えないものであるかどうかの確認は、原則として届出者の申出のみによって<u>差し支えない</u>）。 （特例輸入者等に係る免税コンテナの国内運送使用の届出の特例） 8 - 3 免税コンテナの管理者が第 7 条の 2 第 1 項、第 50 条第 1 項、第 61 条の 5 第 1 項、第 63 条の 2 第 1 項若しくは第 67 条第 1 項の承認を受けた者又は同法第 79 条第 1 項の認定を受けた者（以下この項において「特例輸入者等」という。）である場合の、法第 8 条第 3 項に規定する免税コンテナに係る届出については、次による。 — 令第 10 条に規定する免税コンテナの国内運送使用の届出は、同条第 3 号に掲げる事項（国内運送が開始される場所、その運送先並びに運送経路及び期間）を記載した書面 2 通（免税コンテナの輸入地の税関と届出書を受けた税関とが異なるときは 3 通）を提出することにより行うものとする。この場合において、同条第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる事項については、法第 6 条第 1 項に規定する帳簿に記載するものとし、当該帳簿については 3 年間保存するものとする。 — 上記 により届出書の提出が<u>あった</u>ときは、税関は、届出者が特例輸入者等であることを確認した上で、その 1 通に受理印を押なつて届出者に返付する。この場合において、免税コンテナの輸入地の税関と届出を受けた税関とが異なるときは、届出を受けた税関は、届出書の 1 通を輸入地の税関に送付するものとする。	上記 により届出書の提出が<u>あつた</u>ときは、法第 8 条（<u>（免税コンテナの国内運送への使用）</u>）に規定する国内運送の要件に適合するかどうかを税関において点検し、適合すると認めたときは、その 1 通に受理印を押なつて届出者に返付する。この場合において、免税コンテナの輸入地の税関と届出を受けた税関とがことなるときは、届出を受けた税関は、届出書の 1 通を輸入地の税関に送付するものとし、輸入地の税関において、国内運送が 2 回以上行われていないかどうかを点検する（<u>したがって</u>、届出を受けた税関における、その国内運送が 1 回を超えないものであるかどうかの確認は、原則として届出者の申出のみによつて<u>差し支えない</u>）。 （新設）